

Title	河合氏著 労働問題研究
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.6 (1920. 6) ,p.865(127)- 866(128)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200600-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

*第二卷 基督論(マヤヤ論を含む)

*第三卷 聖禮總論—洗禮—堅信式—聖餐式

*第四卷 痛悔—終油禮

第五卷 僧派—結婚

第六卷 最終事物の論—煉獄

而して今日までに刊行せられたるは星章を以て印せる十一冊にして一九一二年(或は十一年末?)に始まりて、千九百十八年第二部第二卷の出でたる時に及べり。

Summa Theologica 中 Thomas Aquinas の經濟學説を知らんが爲め讀むべき章節として Ashley が列記するところは(一)私有財産に就ては第二部下第七七問。第三節(「賣手は賣品の瑕疵を告知するの義務ありや否や」)同第六六問第二第二兩節(「人の外物を所有するは自然なりや否や」)人の一物を己れの物として所有するは適法なりや否や(二)棄富、voluntary povertyに就ては第一八八問第七節(三)施與に就ては第三

三問第五第六兩節(施與は戒律に屬するや否や)「人は己れの必要とするものを割きて施與をなすべきものなりや」(三)奴隸制度に就きては第一部第九六問第三節第二部上、第九四問第五節「原始時代には人は平等なりしや否や」自然法は之を變更することを得るや否や(四)賣買及び價格に就ては第二部下第七七問全部(「一物を其價值以上に賣るは適法なりや否や」賣物に欠點ありたる爲めに不法となるや否や)「賣手は賣品の瑕疵を告知するの義務ありや否や」商業に於て一物をそれに對して支拂ひたるより高き價格を以て賣るは不法なりや否や(五)利息に就ては第七八問全部(「貸付けたる貨幣に對して利息を取るは罪惡なりや否や」)「貸與へたる貨幣に對して他の何等かの報償を求むるは適法なりや否や」(「人が usury に依て得たる貨幣に依て致せる利潤は之を還附すべきものなりや否や」)「usury

の條件の下に貨幣を借受くるは適法なりや否や)なり。今英譯本に就て見るに以上の諸章節を含めるは第一部第三卷、第二部上第三卷、第二部下第一、第二及び第四(?)の三卷なりとす。Thomas の經濟學説は果して上記諸章節以外に之を述べたるところなきや否や、余は既刊の部分の而かも僅かに其一隅を瞥見したるに過ぎざるを以て、未だ之を斷言する能はず。例へば Thomas の説として傳へらるる「時」は本來私人の私すべきものにあらざるに、貸金に對して利子を徴するはこの共有物なるべき「時」を賣るの舉なるを以て不當なりと云ふ説明の如き之を usury の章中に發見すること能はざるは余の異しむところなり。猶ほ詳に考ふるところあるべし。

(小泉信三)

河合氏著「労働問題研究」

本文六四八頁附録九五頁
定價五圓岩波書店

河合榮治郎氏が農商務省在官中労働問題に就て、上司と意見を異にし、官職を辭して、自家の意見を重んじたるは、世上公知の事實に屬し、當時氏が農商務大臣の意見態度等を難じたる一文を草して、某新聞に掲ぐるや、大に世人の喝采を博し又氏の労働問題に就て動かす可からざる一家の意見を有することを明にしたり。本書は河合氏の論文集にして、第一編「労働問題に對して志を言ふ」を始め十四編の文章を收め、附録に國際労働條約、第一回労働會議の決議、工場法等を掲げたり。

上記諸論文中には、第三編の如きオググの著書より翻譯したるものあり、第四編の如きフロードの論文を紹介したるものと共に、第二

編「工場法の實施に就て」の如く、著者が在官中の實驗に基き、又精密なる數字に徴して立論したるものあり、第五編「國際労働問題を論ず」る一文の如き、堂々たる大文字とす可く、更に第十一編「社會政策の分岐點」を一讀すれば、吾人は河合氏の意見と内務省や農商務省に横溢する意見との間に、大なる徑庭の存するを認め、寧ろ氏が束縛多き官吏生活を脱することの早かりしことを賀せざるを得ず。余は労働問題の諸方面に亘りて、最も透徹したる知見を興ふるの資料として、本書を江湖に推稱するを辭せざる者なり。

産業自治

(堀江歸一)

ギルド社會主義 黒田 禮二 共譯

谷島勝太郎

芝三田四國町國文堂書店發行
四六版四九〇頁價貳圓八拾錢

ギルド社會主義は其思想の根底を産業界の實

際に置いてあるものであるが五六年以前における其創生時代から現在に至るまで、ギルド社會主義はその最初の地盤を智識階級の間に見出したのである。其結果としてギルド社會主義の原理と文獻とに通じ自らギルド・マンを以つて任ずる人は甚だ少ない。即ちギルド社會主義は學說としては大きく見えた、然し其歸依者の數に至つては甚だ心細い状態にあるのである。(S. G. Hobson: National Guilds and The State, 1920. pp. VI-VII)けれどもギルド社會主義に關する文獻は近來大いに増加し實際運動としても遅々ながら其の勢力を認められつゝあるのは世人の廣く知る所である。

而してギルド社會主義を分つて地方ギルドを主張するペンティアの一派と國民ギルドを主張するオレーヂ、ホブソン、コトルの一派に分ち、更に國民ギルド論者を雑誌、ニュー・エージ、を中

心とするホブソン、オレーヂ等と雑誌「ギルド・マン」を中心とするコール、メロア等に分つことが出来る。而して、其主張の明快と其文筆の多産とを以つて最も知らるる人はシー・デ・エッチ・コール其人である。

今こゝに紹介せんとする黒田谷島兩學士共譯の「産業自治とギルド社會主義」はコールの名著「Self-Government in Industry」1917の最新版(第四版千九百十九年)の翻譯である。私は此書がギルド社會主義の梗概として最も手頃のものであると信ずる。ギルド社會主義の提唱者として知らるるエ・アール・オレーヂの著 An Alpha-
bet of Economics 1917は經濟學の術語について

批評し且つ新意義を發見せんとして書かれたもので、其の中には勿論寸鐵人を刺すが如き敏さを藏してはゐるが、そはあまりに断片的である。シー・チー・ホブソンの National Guilds (1917)

の書はオレーヂの名によつて千九百十四年に出版された。は其の研究の中心を主として賃銀制度に向けてゐる。従つてその他の事項は極めて簡単に取扱はれてゐる。其の他レキットとベシブナーの共著 The Meaning of National Guilds 1918は Quarterly Journal of Economics (上記憶す)が批評した様に便利な本ではあるけれども、オレーヂナリティアに缺けた編纂である。そこでギルド社會主義を明確に見渡すにはコールの「産業自治論」を推さなければならぬことになる。私は信ずる。こゝにおいて私はこのコールの著書の翻譯を心から喜ぶものである。

次に譯書に就いて見やう。時間が許さなかつた爲めに私は譯書全體を通讀することすら出来なかつたのを遺憾とする。けれども其約四分の一位を通讀し原文と照合して見た所によると大した缺陷はない様である。譯文もよみよい日本